地域福祉計画における圏域の考え方

地域住民が地域の課題を主体的に解決するためには、一定の範囲で検討や取組みを 行うことが大切です。この計画では、本市の現状から考えて、4つの圏域に分けてい ます。

近 隣

自治会・町内会、老人クラブ 民生委員・児童委員 など

概ね小学校区

まちづくり協議会、

校(地)区社会福祉協議会

地域生活を支えるための相談窓口等

いのちをつなぐネットワークコーナー、 地域支援コーディネーター、地域包括支援センター など

区 (7区)

保健・医療・福祉・地域連携推進協議会

市

圏域	圏域の考え方と活動している主な団体等	
近隣	隣近所など身近な範囲で、支援の必要な人の把握、見守りや助け合いを行うための基礎となるものです。 【自治会・町内会】 「住みよいまち」の実現に向けて、住民自らが結成し運営を行う、地域コミュニティーづくりの中心となる団体です。 【老人クラブ】 高齢者の生きがいづくりや健康づくりに取り組んでいます。 【民生委員・児童委員】 厚生労働大臣から委嘱され、地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行っています。	
概ね小学校区	地域の様々な団体が、地域の課題を解決するため、連携しながら活動しています。 【まちづくり協議会】 小学校区単位を基本に、自治会、社会福祉協議会等の地域団体や行政 機関等、地域の様々な団体などで構成する地域づくり団体です。	

資	料	4

	【校(地)区社会福祉協議会】 地域で生活している幅広い人たちで構成されており、地域の福祉課題の解決に向けて、住民が主体となって取り組む団体です。 地域の見守り・助け合い・話し合いの仕組みづくりを行っています。
区(7区)	地域の課題の解決に向けて、区役所を中心に行政と専門機関等が 連携し、地域福祉の取組みを推進しています。 【保健・医療・福祉・地域連携推進協議会】 医療関係者、地域活動団体、福祉関係団体、行政などで構成された協議 会です。 健康づくりのイベントや勉強会の開催などにより、保健・医療・福祉・ 地域が一体となったネットワークづくりに取り組んでいます。
市	市全域で総合的に地域福祉の取組みを推進しています。

地域での支え合いは、身近であるほどお互いの顔が見える関係性がつくりやすく、 無理のない範囲で活動できるため、近隣のエリアが望ましい単位と考えられます。

しかし、複雑な課題を抱えている人など、近隣だけでは解決することが難しい課題 に対し柔軟な対応をするためには、地域の実情や特性に応じて、圏域を越えた連携を 図ることも必要です。

なお、本市では地域生活を支えるため身近な相談窓口等を設置し、様々な相談を受けて必要な支援へつないだり、地域活動の支援等を行っています。

- ◆ いのちをつなぐネットワークコーナー
- 各区に担当係長と相談支援員を配置し、生活困窮を含めた様々な相談を受け、支援が 必要と思われる方については必要なサービス・支援につなぐ役割を果たしています。
- ◆ 地域支援コーディネーター

地域の見守り・支え合いを強化し、住民主体の介護予防・生活支援サービスの創出の促進を目的として、各区に複数名配置しており、地域の課題やニーズ、地域資源の把握や協議体の運営、生活支援サービス創出の支援等を行っています。

◆ 地域包括支援センター

高齢者の保健・医療・福祉・介護に関する幅広い相談に応じ、必要な助言や支援を行う 総合相談窓口です。